

採 択

厚生常任委員会

令和5年12月1日受理

請 第 7 号

件 名	診療報酬において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者	住 所 氏 名
前 川 收 藤 川 隆 夫			

(要 旨)

- 1 令和6年度診療報酬改定において、物価高騰や賃金上昇等の医療機関を取り巻く社会情勢や医療機関の現場の実態を踏まえた改定を行うこと
 - 2 次期改定までの間に物価高騰等により医療機関の経営を逼迫する状況になった場合、臨時的な加算措置を迅速に講ずること
- 以上2点、国へ要望を行うよう請願する。

(理 由)

9月に医療費の動向が公表され、医療費（収入）だけをみると、医療機関の経営状況は良くなっているように見えるが、オミクロン株の流行によるコロナ患者数の急拡大など、コロナ対応が主な要因である。

コロナ対応で医療費（収入）が増えた側面もあるが、これは医療界が一致団結して、コロナにしっかりと向き合って対応した証である。その分、感染対策経費の増加、追加的人員の確保など、患者数拡大に対応できる体制を築くためのコスト（支出）も上昇している。

コロナ対応を除くと、コロナ前の水準以下であり、2020、2021年度のコロナ禍による医療費減少のダメージがそのまま残っており、単に「経営が好調に転じた」ということではない。

加えて、昨今の水道光熱費、食材料費等の物価高騰に対し、診療報酬は公定価格であり、この負担を他に転嫁できないため、物価高騰への対応も必要である。

また、2023年度の春闘が3.58%、人事院勧告が3.3%で実現されたが、医療・介護分野の賃金上昇は公定価格の下で半分程度の水準（1%台）にとどまっている。医療・介護分野従事者約900万人の賃金を上げることで、我が国全体の賃金上昇と地方の成長の実現が見込める。賃上げは「従来の改定」とは別に検討する必要がある。

また、診療報酬は2年に1回行われていることから、昨今の物価高騰や人件費高騰等への医療機関への支援は国及び地方自治体による交付金により実施頂いているところであるが、次期改定までに物価高騰等による医療機関への経営逼迫が起きないよう、診療報酬での速やかな臨時的な加算措置が必要である。